

よくあるご質問

Q 1 来年度講師等を希望する場合、今回の登録会に必ず参加しなければならないのですか。

登録・申込は随時受け付けておりますので、登録会以外の日に登録していただくことも可能です。(講師登録票等を当教育局まで持参又は郵送してください。)

Q 2 すでに講師登録等をしているのですが、今回の登録会に参加する必要がありますか。

すでに登録していただいている方は、あらためて登録会に参加していただく必要はありません。管内の概要等について説明を受けたい場合、参加していただくことは可能です。

Q 3 令和5年度以前に講師登録等をしたのですが、今回あらためて登録する必要がありますか。

登録・申込は年度ごとをお願いしております。来年度も講師等を希望される場合は、あらためて登録をお願いします。

Q 4 現在山城教育局管内で講師等をしているのですが、来年度も講師等を希望する場合、登録会に参加する必要がありますか。

管内で勤務いただいている講師等の方は、学校を通じて登録票・申込書を提出していただきます。後日あらためて通知を行う予定ですので、御確認願います。

Q 5 京都府教育委員会や他の教育局にも講師登録等をしているのですが、山城教育局にも講師登録等を行う必要がありますか。

小・中学校の講師等を希望する場合は原則として希望の地域を所管する教育局へ登録・申込を行う必要があります。山城教育局管内で講師等を希望される場合はあらためて登録・申込をお願いします。

Q 6 府立の高等学校・附属中学校・特別支援学校の講師等を希望しているのですが、どちらへ講師登録等をすればよいですか。

教育局では小・中学校で講師等を希望される方の登録・申込を受け付けております。府立学校の講師等を希望される場合は京都府教育委員会教職員人事課人事係にお問い合わせをお願いします。

Q 7 教員免許状の修了確認期限を過ぎているのですが、講師登録等をすることはできますか。

講師登録等を行っていただくことは可能です。令和4年7月1日以降、教員免許更新制が廃止されましたが、使用する前に別途手続きが必要な場合がございますので、京都府教育委員会のHPより御確認ください。

(京都府教育委員会教員免許ページ(以下のURLから))

<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=53>

Q 8 複数の職種を希望する場合(たとえば「講師(常勤)」と「非常勤講師」の両方を希望する場合)の提出書類を教えてください。

職種によって書類の様式が異なりますので、複数の職種を希望される場合は恐れ入りますが各書類を一部ずつ作成していただき、御提出願います。

Q 9 講師登録等に年齢制限はありますか。

年齢制限は特に設けていません。